

施設の検査日とチェックポイント

検査の日時： 月 日 曜日（午前・午後） 時から 時までの間

注意事項

- ・上記の時間内は、必ず申請された営業施設内でお待ちください。
不在ですと検査ができず、後日改めて検査になる場合があります。
- ・日時変更の必要があれば、早めに管轄保健所まで御連絡ください。

施設及び設備のチェックポイント

あくまでおおまかに記載しているものです。業種毎に必要な設備は異なります。
詳細は保健所職員にお問い合わせください。

【重要！】自宅台所と店舗用台所は兼用できません。専用の店舗用台所が必要です。

- 1 施設の構造等 天井はほこりが落ちないように平滑に張ってください。
床・壁（腰高まで）は不浸透性材料としてください。
 - 2 施設の仕切り 客席と厨房には仕切りを設けてください。
（業種によっては完全区画が必要です。）
 - 3 防虫・防鼠 網戸、排水溝のロストル、換気扇のシャッターを設置してください。
 - 4 手指消毒設備 専用の手洗い設備と手指消毒器を厨房とトイレに設置してください。
手指消毒器には、逆性石けん等の消毒液を入れてください。
電動／足踏み／コック式等の手指を再汚染させない構造が必要です。
 - 5 器具類の保管 食器戸棚（扉が必要）を設置してください。
 - 6 温度計 冷蔵庫、冷凍庫には、隔測温度計を設置してください。
（外部から庫内温度を確認できる温度計が必要です。）
 - 7 廃棄物容器 蓋付きの廃棄物容器を用意してください。（目的に応じ用途別に）
 - 8 施設内の清掃 天井、床、内壁、換気扇、レンジ等を清掃してください。
- （その他）
- -
 -
 -

（保健所連絡先）

中央保健所：0985-28-2111

日南保健所：0987-23-3141

都城保健所：0986-23-4504

小林保健所：0984-23-3118

高鍋保健所：0983-22-1330

日向保健所：0982-52-5101

延岡保健所：0982-33-5373

高千穂保健所：0982-72-2168